

模 範 商 工 従 業 員 表 彰 規 則

滑 川 商 工 会 議 所

第1条 本商工会議所会員の従業員又は、会員で組織する機関の専従職員（以下「従業員」という。）で、その事業所等に継続して満5年以上勤務し、他の模範たる人は、この規則の定めるところにより、模範商工従業員として表彰する。

第2条 模範商工従業員とは、下記のいずれかの項に該当する従業員をいう。

第1項 その事業所等において、継続して満10年以上誠実に勤務した人。

第2項 その事業所等の業績を挙げるのに特に貢献した人。

第3項 その他、他の模範とするに足る行ないのあった人。

第3条 勤続年数の計算は、毎年11月1日現在を以って算定する。

第4条 模範商工従業員の表彰は、その事業所等の推薦により、正副会頭会議の議を経て、本商工会議所会頭が行なう。但し、その事業所等における表彰人数は、次表の従業員規模による。

従業員規模	20人以下	21人～50人	51人～100人	101人以上
表 彰 人 数	1名	3名以内	4名以内	6名以内

第5条 模範商工従業員の表彰は、毎年11月23日又はその前後の日に表彰式を挙行し、その席で本人に表彰状及び記念品を贈って行なう。

第6条 事業所等は、その表彰従業員に係わる表彰経費の一部を負担醵出するものとする。